

令和3年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金

# 電力販売事業に係る 補助金申請及び登録申請の 手引き

令和3年6月

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

※ 電力販売事業によらない太陽光発電システムの堺市スマートハウス化支援事業補助金については、「令和3年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金申請の手引き」をご覧ください。

## I 本補助金の目的

本市は、太陽光発電システムの更なる導入拡大を図るため、堺市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを無償で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅の所有者に販売する事業を支援します。

## II 本補助金の概要

### 1. 本補助金の予算額

3,120万円（堺市ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)支援事業補助金を含めた予算額)

### 2. 本補助金の額

本補助金の額は、予算の範囲内で、表1とおりです。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

表1 本補助金の額

補助対象	補助金の額
太陽光発電システム	1kWあたり2万円 <sup>※1</sup> 又は補助対象経費 <sup>※2</sup> の1/5（上限6万円）

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示で小数点第三位以下を切り捨て）に1kW当たり2万円を乗じて得た額とします。

※2 補助対象経費は、電力販売事業者が太陽光発電システムの購入及び設置に要する費用です。なお、事務経費は含みません。また、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外します。

### 3. 補助の対象となる電力販売事業等

- (1) 太陽光発電システムで発電された電力を住宅所有者に販売する事業であり、かつ堺市の登録を受けた電力販売事業が補助の対象です。

表2 電力販売事業の登録要件

	登録要件	備考
1	堺市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを無償で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電力を当該住宅の所有者に供給する事業であること	太陽光発電システムの設置に要する初期費用を住宅の所有者が負担しないもの
2	太陽光発電システムは次に掲げる各号を満たすこと ① 未使用品であること（リース品は不可） ② 地絡検知機能を有し、停電時においても電力供給が可能な自立運転機能を有していること	—
3	太陽光発電システムが故障した場合に、交換又は修理がなされること	—
4	太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害又は財物損壊に起因する賠償責任補償が付加さ	太陽光発電システム原因は、太陽光パネルなどのメーカーが補償してい

れていること	ば可。取付工事原因は、工事業者が保険商品等に参加していれば可。
--------	---------------------------------

(2) 電力販売事業の登録申請に必要な提出書類は表3のとおりです。なお、申請方法は、「Ⅱ 申請方法」(P4)をご覧ください。登録後は、本市ホームページに事業内容を掲載いたします。

表3 登録申請に必要な提出書類

No.	提出書類	備考
1	電力販売事業登録申請書(様式第9号)	堺市ホームページ又は堺市環境エネルギー課窓口で入手可。
2	電力販売事業の内容(様式第10号)	
3	太陽光モジュール及びパワーコンディショナの仕様がわかる書類	仕様書又はカタログ等
4	電力販売事業に係る住宅の所有者との契約書ひな型	—

※ 上記の提出書類により登録要件の適否の確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 補助の対象となる電力販売事業者は、以下の要件をすべて満たす者です。

- ① 市内の戸建住宅に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を住宅所有者に販売する電力販売事業者
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 補助金交付申請時まで、「さかいエコバンク※」に入会していること。

※ さかいエコバンクは、堺市が事務局を担い運営管理するCO<sub>2</sub>排出削減活動団体です。

(4) 補助の対象となる太陽光発電システムは、以下の要件をすべて満たすものです。

- ① 太陽光発電システムの設置に係る領収日※が次の期間内であること。

**令和3年2月1日から令和4年1月末日まで**

※ 補助対象設備に係る領収証等に記載された領収日

- ② 建物の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系するものであって、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(電力販売事業に係る太陽光発電システムの本補助金は、複合設置の要件はありません。)

### 3. 事業スケジュール(表4)

	令和3年												令和4年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月						
太陽光発電システムの領収日	対 象 期 間																				
電力販売事業登録申請受付期間						6/18												2/15			
補助金申請受付期間						6/18												2/15			
請求書提出期限													4/7								

※1 本補助金の交付申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日を以て受付を終了します。





### 3. 補助金の交付申請書類

補助金の交付申請には、表 6 に掲げる書類をご提出ください。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

表 6 補助金の交付申請書類

No.	提出が必要な書類	内容	様式
1	補助金交付申請書	法人用を使用	第 1 号
2	補助対象事業の内容	—	第 2 号
3	補助金交付申請額計算書	—	第 3 号
4	領収書等の写し	クレジット払など、領収書が発行されない場合は領収証明書の写しを提出	—
5	領収内訳書の写し	領収書等に、申請する補助対象設備の経費の記載がある場合は提出不要	—
6	工事請負契約書の写し又は見積書の写し	—	—
7	電力販売に係る契約書の写し	—	—
8	補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類	—	—
9	役員情報届出書	同一年度において左欄に掲げる書類を本補助金の交付申請において既に提出している場合は、当該申請時から変更があった場合にのみ提出	第 4 号
10	前年度の決算書		—
11	さかいエコバンク入会申込書	既に入会している場合は、提出不要	様式 1 号
12	太陽光発電システム 電力会社との系統連系が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ② 電力会社への系統連系申込書及び系統連系契約の成立に関する通知メール文 ※ ただし、受給最大電力が10kW以上の場合は、②を提出	—
13	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表 ② 太陽光パネル設置報告書	—
14	パワーコンディショナの型式及び型番がわかる書類	型式及び型番がわかるパワーコンディショナの撮影写真など	—
15	カラー写真	次のカラー写真 ① 太陽光パネルが設置された屋根の部分 ② モニターを設置する場合は、発電量等が表示されているモニター画面 ③ 建物の外観写真	—